

## ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改正について

場所	現行	改正（案）	改正の理由・内容
第Ⅰ部 7. 用語の定義 (3) 「案件形成調査」とは	<p>「案件形成調査」とは次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズを発掘するために行う調査である。「ジェットロ案件形成調査」とは、ジェットロが経済産業省からの受託事業として実施する案件形成調査のことをいう。具体的には、「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）」、「石油資源開発等支援調査事業」の 2 事業で実施される案件形成調査を指す。</p>	<p>「案件形成調査」とは次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズを発掘するために行う調査である。「ジェットロ案件形成調査」とは、ジェットロが経済産業省等からの受託事業として実施する案件形成調査のことをいう。具体的には、「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（<u>一般案件に係る</u>円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）」、「<u>石油資源開発等支援事業</u>」の 2 事業で実施される案件形成調査を指す。</p>	<p>契約形態の変更に伴い経済産業省からの再委託も含むようにした。 事業名の変更のため</p>
第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮 1. 基本的な考え方 (1) 前提 1 行目～4 行目	<p>・第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託している「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）」、「石油資源開発等支援調査事業」の案件形成調査（以下「ジェットロ調査」という）事業を対象とする。</p>	<p>・第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、経済産業省等から受託している「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（<u>一般案件に係る</u>円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）」、「<u>石油資源開発等支援事業</u>」の案件形成調査（以下「ジェットロ調査」という）事業を対象とする。</p>	<p>同上</p>

欄外注釈 4	これら 2 事業の名称は平成 2 0 年度のもの。	これら 2 事業の名称は平成 <b>21</b> 年度のもの。	実施年度の変更
2. 調査の手続き及び方法 (2) 契約段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当部は採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。</li> <li>・担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙 3 「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認した上で、案件の委託契約を締結する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当部は採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。</li> <li>・<b>案件の委託契約を締結する前に</b>、担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙 3 「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき<b>確認する。</b></li> </ul>	契約形態の変更に伴い、記述を変更
(別紙 2) 申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領 I.	地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)	地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業( <b>一般案件に係る</b> 円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)	事業名の変更
II.	石油資源開発等支援調査事業	<b>石油資源開発等支援事業</b>	同上
(別紙 3) 調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領 I.	地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)	地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業( <b>一般案件に係る</b> 円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)	同上
II.	石油資源開発等支援調査事業	<b>石油資源開発等支援事業</b>	同上